

令和6年3月27日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い及び通所介護等における利用者が減少した場合の評価について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。本通知は、厚労省の各課より、令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬上の取扱いが示されたことをお知らせするものです。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、令和6年3月31日をもって原則として廃止されることとなり、廃止の対象となる事務連絡については、添付資料1の別紙のとおりとなります。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、添付資料1の別添の取扱いが継続されるとのことです。

また、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護における、新型コロナウイルス感染症による臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）については、添付資料2のとおり、令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了となります。

なお、今後、新たに3%加算・規模区分の特例の対象となる感染症等が発生した場合は、対象となる旨が厚生労働省から連絡されます。また、石川県、新潟県、富山県内の災害救助法適用地域に発出されている令和6年能登半島地震を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価についての取扱いは継続されるとのことです。

については、貴会におかれましても本件をご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令6.3.19 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

2. 新型コロナウイルス感染症を理由とする臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算及び事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例について
(令6.3.21 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737